

# フランス会計制度の研究（承前）

— プラン・コンタブル・ジェネラルを基軸として —

野 村 健 太 郎

はしがき 筆者は前稿「フランス会計制度の研究」『大分大学経済編集』第55巻第2号（2003.7）において、フランス会計基準のプラン・コンタブル・ジェネラルの規範性について眺めてきたが、フランス会計制度においては、プラン・コンタブル・ジェネラルのほか、判例・学説にみられる会計基準、国家会計審議会（CNC）意見書、証券取引委員会（COB）意見書などがあり、これらの会計規範にかかる性格についても探っておく必要があり以下でこの点を検討しておきたい。

## I 判例・学説における会計規範

### (1) 判 例

フランスの裁判所は、企業が作成した「誠実な概観 (image fidèle)」を与えない年次計算書類を「不正確な貸借対照表 (bilan inexact)」として取り扱い、それに対する罰則適用の判断を下したり、擬制配当に係る違反判断を下したりする必要に迫られる。そのさい、裁判所としては、当該違反の判断を下し得るよう法律においてそれに関する明文の規定を求めたり、会計規則を明確にしたりすることを求めることになる。

例えば、減価償却費の計上や、引当金の設定を行うことは、「不正確な貸借対照表」に相当するか否かについて重要な会計処理の原則を構成すると考えられており、当該原則を実務で適用していく場合に、判例が重視されている。実際に重要な判例として取り扱われたケースとして、1994年有価証券の保有に係る事項が挙げられる。とくに税務上の会計処理の判決については、参事院 (Conseil d'Etat) によって下されてきた。

(2) フランス会計制度の研究 (承前)

(2) 学説における会計規範

国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité ; CNC) の見解 国家会計審議会 (CNC) は、経済大臣 (ministre chargé de l'économie) の下に設置されている諮問機関である (1996年8月26日デクレ第96-749号第1条)。

CNCの任務については、上記デクレ第96-749号第2条によって明らかにされている。会計次元において経済部門に係る意見書 (avis) および勧告書 (recommendations) を発行することである。CNCはフランスでは会計次元での意見表明の有能な機関として認知されており、会計法の法源に関連してあらゆる見解を表明する権限を有している。

次いで、CNCは、国際会計基準に関して意見表明することも期待されてきた。さらに、CNCは企業のため、国の統計資料の作成や国家予算・社会会計の向上のため、会計発展に係るあらゆる見解を表明することを求められている。そして、会計教育・会計組織の発展に係るあらゆる文書の公表を求められている。

CNCは上記の任務を達成するため、その作業の遂行に関わる関係諸機関や専門団体と協調したり、意見交換を行ったりしていくことができる。

**CNCの運営** CNCの運営に関しては1996年8月26日デクレ第96-749号の第5条および第6条に明らかにされている。すなわち、CNC内部に設置された「作業グループ (groupe de travail)」が意見書を作成し、次いで、これを「専門部会 (section)」に提出し、最終的に「総会 (assemblée plénière)」で承認を得べく行動している。

CNCの「作業グループ」は、会計基準の各々のテーマについて創設されてきた。また、「専門部会」は、複数存在し分化されている。企業部会、金融機関部会、保険会社部会などのように分化されている。

「総会」は省令によって任命された58名の委員によって構成されており、CNCの意見書の最終承認を任務としている。

**CNC 緊急委員会の意見書** 「緊急委員会 (comité d'urgence)」は、CNC 会長によって、または緊急意見の表明を必要とする会計基準解釈・適用に係るすべての課題を担当する経済大臣によって、審議を委ねられている。緊急委員会は、特定課題の審議を委ねられた日より数えて3カ月以内に結論を下さなければならない。その結論は、CNC 機関誌および CNC サイトで公表しなければならない。

緊急委員会は、11名の委員によって構成される。すなわち、CNC 会長、6名の CNC 副会長（公会計委員表、OEC（専門会計士協会）最高理事会会長、CNCC（決算監査人全国評議会）会長、2名の企業代表者、1名の協同組合代表者）、法務大臣、経済省大臣、予算省大臣、COB 会長である。

CNC 緊急委員会は、職務の遂行上、角界の人員より意見を聴取し、その任務を支援するため専門家の意見を聴取している。企業実務上の諸問題、例えば、決算書作成の期間の長さ、新しいタイプの財務取引の生起、特定の基準を設定した際の税務処理への影響、新しい国際会計基準を解釈する際の必要事項の生起などの諸問題に対処すべきとき、緊急委員会を組織して、新規に措置していかなければならない。

**CNC 事務局** CNC 事務局 (bureau) の役割は、1996年12月6日省令で承認された CNC 規則によって定められている。とくに、CNC 戦略、行動計画、始動させる作業グループの計画、CNC 部会および総会の日程決定などに関する方針決定が挙げられる。

**CNC 意見書および CNC 緊急委員会の成果** CNC は種々の意見書を表明することを任務としている。すなわち、CNC 総会に提出する意見書の作成（一部は新しい規則の創設や従来の規則の修正、一部は従来の規則の解釈）、CNC 緊急委員会に提出する意見書の作成（現行の規則の解釈を行う）などがこれである。

**CNC 意見書表明の効果** CNC によって意見書の採決を行った後、省令によって承認を受けると、当該意見書は規則となる。その時点で、プラン・コンタブ

#### (4) フランス会計制度の研究(承前)

ル・ジェネラルへ統合されていくことになる。CNC 総会によって取り上げられたり、CNC 緊急委員会によって採択されたりした CNC 意見書に示される規則に係るすべての解釈は、完全に会計規則を構成したり、省令の対象となったりするわけではないが、現行の規則の公的解釈に関わりをもつものとして実務上での大きな効果を有している。

CRC (会計規制委員会) が1999年2月に活動を開始するまでは、CNC の役割は、良好な運営の規則を表明することを求められていた。「CNC 意見書は、それに先立って設定された規則によって妨げられないかぎり、プラン・コンタブル・ジェネラルと同様に法源となる」(1972年10月25日下院におけるコリボー(Colibeau)氏の答弁)とされた。「正規性 (régularité)」の解釈においても CNC 意見書は有力な判断材料として取り扱われた (*Bull. COB n° 38, mai 1972*)。従って、CNC 意見書は、実務で一般に適用されるべきものとされ、商法典第 L123-14条に定める例外的事項に関わるものでないかぎり、これに反することはできなかった。

**CNC 勧告書の効果** CNC 勧告書 (recommendations) は、CNC 総会によって承認されると、それは学説 (doctrine) としての効果をもつことになる。法律上で説明規定が欠けている場合、企業にとって適用すべき良好な実務指針を示すものとなるわけである。ちなみに、CNC の公報誌 (*Bulletin CNC*) で公表してきた CNC の返答文書も学説的価値を有するものとして位置づけられてきた。

**専門会計士協会 (L'Ordre des experts-comptables ; OEC) の見解** 専門会計士協会 (OEC) の見解についてはどうか。OEC 見解に対しては、CNC 見解とは異なり、会計学説の内容を定立するという任務を与えられてこなかったが、しかし、OEC 見解は、OEC の加入会員に対して「一般に認められた会計原則 (principes comptables généralement admis)」や法律・慣習に明らかにされ

ている諸規則を明確に解釈するさいの基礎として位置づけられてきた。

OEC 最高評議会の職務は、1997年5月30日デクレ第97-586号によって規定されており、同評議会が作成した諸原則は、勧告書および意見書の形式で公表されてきた。また企業に対しては、会計規則の適用に関する指針を提供してきた。他方、OEC は CNC の作業に対して積極的支援を行ってきた。

OEC の内部に、1964年、「正当注意恒久委員会 (comité permanent des diligences normales)」を創設し、専門会計士のほか、税務行政当局代表をはじめ、裁判所 (参事院、破毀院)、COB、CNC、CNPF、フランス銀行等の代表を受け入れ活動してきた。

**決算監査人全国協会 (La Compagnie nationale des commissaires aux comptes ; CNCC) の見解** CNCC は国璽尚書 (garde des sceaux) から招集を受けると、その任務に係る問題について意見を表明し、CNCC の職業組織および決算監査人の任務に関して有益なすべての提案を政府に対して行っている (公行政規則および決算監査人の職業組織・職業規定—1976年12月7日デクレ第76-1141号および1985年7月3日デクレ第85-665号によって修正されたデクレ第59条—)。CNCC の見解は学説としての価値を持ち、CNCC で十分熟考した意見や議論した果実は、決算監査人の意思決定について確実性と権威をもたらすよう影響を与えてきた。

CNCC 事務局は、法規制の運用に関して、決算監査人、会計基準、会計論評、技術情報などの資料蒐集に務めてきた。また、CNCC は OEC とともに IASC に対してフランス代表として人材を派遣してきた。

**証券取引委員会 (Commission des opérations de bourse ; C. O. B.) の見解** COB は、1967年9月28日オルドナンス第67-833号によって設立されたことから知られるように、長い歴史を有している。しかも以下のような広範な一般的任務

(6) フランス会計制度の研究 (承前)

と強力な権限を持っている。

《COBの一般的任務》 COBの人員は9名によって構成され、それぞれ独立した権限を持っている。金融商品に投資した貯蓄の保護を行ったり、投資者に情報を提供して資金の公募を行う投資に関して貯蓄保護を行ったり、金融商品市場の良好な運営に寄与したりする任務を持っている（上記オールドナンス第1条）。

これら目的の達成のため、COBは、一方で資金の公募によって行われるあらゆる金融活動に先立って許可を必要とする情報内容を統制し、他方で、資金公募に関わる会社が株主に提供する情報を検証したり公表したりしている。

《COBの権限》 COBは以下2種類の介入権限を持っている。「一般的効力の介入権限」と「臨時的な権限」とである。

—— 一般的効力の介入権限——COBはその支配下におかれている市場の運営規則を作成したり、資金の公募を行う会社や、資金の公募のさいの株式の取引を行う一方で、また株式ポートフォリオの個別または全体的管理を保証すべき会社に課せられる職業的実務に関する規則を設定したりすることができる。

ある実務がCOB規則に違反しているか否かを事前に知り得るために、COBは、COB規則第90-07号に規定される任意的手法を創設している。当該規則を遵守しなければ、不正規性 (irrégularité) に関わるとして罰金の制裁を受け得ることになる。

COBの介入の行使は、その統制任務に係る次元において適用可能な規則の下に置かれている。規則の解釈や適用を明確にするためにCOBが採択した訓令や勧告書は、経済大臣への伝達の日より15日以内にCOBによって公表されるものとする。

—— 臨時的介入の権限——COBは臨時的介入に関する以下のごとき措置が行われている。まず第1に、質問提起の権限であり、質問を行う必要が生じたとき、あらゆる文書の伝達を受けたり複写を得たりする措置が講じられている。

質問を行うとき、情報を提供できるすべての人を召集し、意見聴取を行うことができる。COBは類似の権能を有する外国当局の求めに応じて質問を行使していくこともできる。

第2に、証券犯罪の調査のさい、COB会長は、あらゆる場所へ訪問し、搜索の権限を認められている。

第3に、資金公募を行う会社に対してCOBは、計算書類の補足的検証を行っていく権限を行使することができる。COBは関与している決算監査人や法律専門家に対してすべての補足的分析や検証の実施を求めていくことができる。その際の費用・手数料は、COBの負担とする。

第4に、COBは情報改善要請への権限を有している。会社の公表した文書・書類について不正確性または脱漏がみられた場合、COBは当該会社に対して、修正して公表を行っていくことを求めることができる。この命令に従わない場合、COBはそれ自身で修正して公表を行っていくことができる（貨幣・財務法典第L621-18条）。さらに、COBは、当該会社に対してその公表を行っていく際の観察事項や、COBが必要と判断する情報を広く一般に開示していくことができる。その場合の開示の費用は、それに関わった会社の負担となる。

第5に、COBは、規則に反する実務が存在していたことを確認したときは、1997年7月31日デクレ第97-774号によって修正された1990年3月23日デクレ第90-263号に定める手続きに従って、その責任者に対して150ユーロまたは実現利益の10倍相当額の罰金を求めていくことができる。

第6に、COBは次の二つの事項に対して異議申立てを行っていくことができる（COB規則第96-01号）。その一は、規制的市场での取引へ金融商品を認可したり、投資者利益と市場公明性との間での両立不能が生起した場合に、金融商品の性格の削減・変更を行ったりすることに対して異議申立てを行っていくことができる。その二は、計算書類が大きな欠陥を示していたり、金融商品発行主体の決算監査人によって行われる正当な注意が不十分なとき、先物金融

### (8) フランス会計制度の研究 (承前)

商品以外の金融商品の取引の認可に対して異議申立てを行うことができる。

第7に、COBは、研修実施や会計規則適用に関して特定の役割を果たす権限が認められている。実際、COBは会計規制委員会(CRC)へ委員を派遣して、法案作成、適用規定の研究・準備において協力してきた。

以上にみるように、COBは、フランスの証券市場発展のために非常に大きな権限を付与されてきたことが知られるのである。

**大臣答弁 (les réponses ministérielles) の効果** 国会での大臣答弁については、法的価値のない単なる意見の性格にとどまっている。しかし、その答弁が、特定の規定の解釈に関わっているときは、当該答弁は参考資料としての性質をもち、裁判官の判断において、理由づけや説明にとり入れたり、解釈に役立たせたりすることができる。

### (3) 国際学説における会計規範

会計規範を考慮する場合、フランス国内における規範のみならず、国外・国際的会計規範についても取り上げる必要がある。国際学説 (doctrine internationale) における会計規範としては、以下のごときものを挙げることができる。

**国際会計基準委員会 (IASC) ・国際会計基準審議会 (IASB) の見解** 1973年に世界各国の会計専門職業組織の代表者が参集して設立した国際機関が「国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee ; IASC)」であった。IASCは、2000年に、統一的国際会計基準設定の役割をもたせるために、再編し「国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)」となった。

もともとIASCは当初の目的として次の二つを掲げていた。まず第1に、一般的利益のため、高品質で理解可能な一組の会計基準、しかも、財務諸表その



他の財務情報において、世界の資本市場における種々の参加者および経済的意思決定におけるその他の情報利用者達を支援するために、高品質で、透明性を有し、かつ比較可能な情報の提供を課して、全世界に適用し得る一組の会計基準を作成すること、であった。

第2に、上記の一組の会計基準の厳格な使用および適用を促進すること、すなわち、高品質の解決法を実現するため、各国会計基準と国際会計基準との統一を指向すること、であった。

上記の目的を達成するため、IASC・IASBは国際会計基準（IAS）・国際財務報告基準（IFRS）を作成してきた。フランスにおける会計事象に係る裁判所判断においても、国際学説としてこれらIAS・IFRSの重要性を認識していくことが求められている。

**EUでの見解** EUはローマ条約第54-3g条に基づきEU加盟国における財務情報を調和化するという会計枠組みを持っており、「規則」と「指令」を作成してきた。会計調和化の基礎として、指令を重視してきたが、加盟各国における指令の効用の相違によって、指令の採択・移植の実現は困難を極めた。指令に基づく会計規範の調和化を促進するため、EUは1995年11月に公表した通達の中で国際的調和化目的の新戦略を開始した。

そのアプローチは、IASCの支援のもとで行われている会計の国際的調和化を支持するという方式であった。ただし、現行および将来のIASC（IASB）基準が主要点において現行のEU法に反しないかぎりという条件をつけていた。

1999年に上場会社に対して、EUにおいてIAS（IFRS）基準のより一般的使用を目的とする行動計画を表明し、翌2000年6月13日における通達に基づいて2000年末までに公式提案を行うと宣告した。そして、2001年2月13日ヨーロッパ委員会によって、遅くとも2005年以降は、すべてのヨーロッパ上場会社に対して、IAS（IFRS）基準を義務づけ、非上場会社に対して、個別計算書類についてはIAS基準の適用を拡張することを可能にするということであった。

(10) フランス会計制度の研究 (承前)

かなり大胆な提案を行ったわけであり、いかにEUはIAS (IFRS) との国際的調和化を推進することを重視しているかの表明であった。

**EU 会計接触委員会の見解** EU 会計接触委員会 (comité de contact) は、EU 会社法指令第52条の適用によって創設され、EU 加盟国代表およびEU 代表者によって構成される諮問機関である。その任務は、会計指令の実施がもたらす諸問題に関する討議を行い、EU 加盟国に対して会計指令の調和的適用を促進すること、および、必要ある場合会計指令に対してもたらすべき補足事項または修正事項についてEU 委員会に助言することである。

要するに、EU 会計接触委員会は、EU 会計指令を巡って活発に討議し適用を促進するばかりでなく、会計指令の改善の努力も行っているわけで、会計調和化において潤滑油的役割を担っていると評価でき、その見解の表明は加盟各国にとって無視できないものとなっている。

**EU 会計諮問フォーラムの見解** EU 会計諮問フォーラム (Forum consultatif de la comptabilité) は、1991年に創設され、EU 域内で会計に対して関心を持っている主要組織を代表する専門家によって構成される諮問機関である。1995年以降、その任務は、上記の会計接触委員会が作成する専門的文書に関して、財務諸表の作成者および利用者としての検討事項をEU 委員会に伝達することになる。当該フォーラムの見解も、会計基準の調和化に関して重要な役割を担っているといえる。

**ヨーロッパ証券委員会フォーラムの見解** ヨーロッパ証券委員会フォーラム (Forum of Securities Commission ; FESCO) は、証券金融市場規制に関する17名の公的権威者によって創設されたものであり、フランスは「証券取引委員会 (COB)」がこれに参加してきた。

同機関は以下の事項に貢献することであり、まず第1に、金融サービスの次元でヨーロッパ単一市場の正確かつ実効力ある実現をめざすことである。第2に、現行のヨーロッパ指令において調和化未達成次元での金融活動・市場の統

制において共同基準を作成することである。第3に、市場の統制を改善するために限りなき協力を行い、虚偽抑止に務めることである。

FESCOの一委員としてフランス COB は、情報交換・金融活動監督に関する多国間協議事項——FESCO のヨーロッパ委員の17名権威者間での協調・協議のグローバル枠組みの創造をめざし、EU 規制が及ばない次元で協調活動を展開すること——を批准した (*Bull. COB* n° 333, mars 1999, p.61s.)。

FESCO は、2001年末に「ヨーロッパ市場規制者委員会 (Comité Européen des Régulateurs de Marché ; CESR) に代置されることになった。CESR は、EU の次元で従来と同様の任務を遂行し、ヨーロッパに IAS 基準を適用する枠組内で、重要な役割を担っている。

**ヨーロッパ専門会計士連盟の見解** ヨーロッパ専門会計士連盟 (La Fédération des experts-comptables européens ; FEE) は、1986年、ブリュッセルに本部を置いて創設された。FEE は、ヨーロッパの専門会計士の見解を表明してきて、OECD や国連 (UN) の次元で会計および監査から生じる問題を論議する目的で、国際的貢献を行ってきた。

**会計専門家国際連盟の見解** 会計専門家国際連盟 (La Fédération Internationale des comptables ; International Federation of Accountants ; IFAC) は、1977年に創設され、地球規模で各国専門会計士の職業組織を改善・再編することを目的としている。それは、会計問題に関して果たしてきた IASC (IASB) の役割に類似する役割を監査問題について演じているのである。

IFAC は、2001年1月、「職業機関フォーラム (Forum of Firms)」を創設した。同フォーラムは、地球レベルでの財務情報と監査品質の改善をめざすことを目的としている。IFAC は、国際活動として、IASC (IASB) に匹敵する重要な役割を演じてきた。

**経済協力開発機関の見解** 経済協力開発機関 (Organisation des Coopération

(12) フランス会計制度の研究 (承前)

et de Développement Economique ; OCDE ; OECD) は、発展途上国の経済発展を支援する目的で先進諸国を中心として、パリに設置されている国際機関であるが、同機構も企業の会計に係る諸原則・見解を表明してきたので、その貢献についても注目していかなければならない。

**国連組織の多国籍企業委員会の見解** 国連 (UN) は、多国籍企業の会計と報告に焦点を当てて、当該基準システムの実施に関する勧告書を作成してきた。多国籍企業は、EU が追求してきた討議手続きに類似する手続きを尊重して、国連の上記基準の適用のため政府間協定を探求していくべき義務を負っている。

**証券監督者国際機構の見解** 証券監督者国際機構 (L'Organisation Internationale des Commissions des valeurs mobilières et organismes assimilés ; OICV ; IOSCO) は、1995年6月パリで総会を開催したが、その際、IASC と協定を結んだ。当該協定の中身は、IASC が会計基準の作成作業を完了したとき、IOSCO はそれを調査し、その結果に満足がいく場合には各国に存在している証券取引所に対して、外国会社 (外国の証券市場に上場している会社) は、何らの修正や追加的情報を提供しなくても、IAS (IFRS) によって作成した財務諸表を公表することを受け入れるよう勧告するということであった。

IASC は、1999年に IAS 作成作業を完了したので (ただし、2000年3月に議決することになった投資不動産に係る IAS 第40号を除く)、2000年5月17日、IOSCO は、各国の証券取引所のすべてに対して、多国籍証券発行を行う企業が証券発行や新規上場を行った場合に、30の IAS (および解釈書) を受け入れることを勧告するという意見表明を行った。この表明によって、IAS (IFRS) が地球規模の証券取引所において受け入れられることになったのである。

他方、監査については、IOSCO は、IFAC の作成した監査基準を受け入れることにした (*Rapport COB*, 1992, p.245)。

フランスは、IOSCO に対しては証券取引委員会 COB が代表を派遣してき

た。IOSCOがIAS(IFRS)を世界各国の証券市場に受け入れることを勧告したことにより、IASC(IASB)の見解を表明しているIAS(IFRS)のグローバル規模での重要性を確認することになり、各国に存在している多国籍企業は、IASに従って会計処理を行っていく必要性が高くなってきたのである。そして、そのような企業は、他の諸国の企業との財務諸表によって相互比較が容易になり、国際的経営分析を行っていくことが一層重要性を増してきた。この点は高く評価することができ、株主・投資者層にとっても国際的投資活動を展開する際に、投資判断を行いやすくして、投資の国際的円滑化に寄与していくことになる。